

●特設海軍飛行隊新設ニ伴フ海軍航空隊編制等ニ關スル件

昭和十九年三月四日
軍務一機密第二三三號

海軍省軍務局長ヨリ各艦隊、領、
海軍練習聯合航空
隊、海上護衛隊、海軍練習聯合航空
隊參謀長宛

特設海軍飛行隊

飛行部

飛行機整備部

兵器整備部

(一) 常務編制

特設海軍飛行隊新設ニ伴フ海軍航空隊編制等ニ關スル件申進
首題ノ件左記ニ依リ實施方可然取計相成度

記

一 航空隊編制要領

(イ) 戦闘編制

航空隊固有定員ヲ以テ海軍航空隊編制令ニ依リ編成シ之ニ
特設海軍飛行隊ヲ飛行隊ニ準ジ飛行科ニ編入ス即チ飛行科
ノ編制左ノ如シ

飛行長

飛行機整備部

兵器整備部

第二類 編制 特設海軍飛行隊新設ニ伴フ海軍航空隊編制等ニ關スル件

航空隊ハ固有定員ヲ以テ海軍航空隊編制令ニ依リ編制シ特
設海軍飛行隊ハ海軍航空隊編制令ニ準ジ分隊ニ區分シ分隊
番號ハ航空隊司令ノ定ムル所ニ依ル

二 航空隊司令ハ前號ノ編制ノ如ク特設海軍飛行隊ヲ自隊ノ飛
行隊ト看做シ部下ヲシテ聊カノ所轄別觀念ヲモ挿入セシメ

ザル様指導スルヲ要ス

三 特設海軍飛行隊ハ移動ヲ容易ナラシムル爲殆ンド無章兵ヲ
配員シアラザルニ付航空隊司令ハ所要ノ人員ヲ特設海軍飛
行隊ニ配シ援助セシムルコト

四 航空隊整備員ハ基地員分派ヲ考慮シ定員ヲ設定セラレアル
ヲ以テ飛行機ヲ常駐セシメラレザル基地等ニ基地員ヲ分派
スルノ要アルトキハ主トシテ之ニ充ツルモノトス